

破産手続における電子マネーの 取扱いに関する一考察

尾 島 史 賢

目 次

- 1 はじめに
- 2 電子マネーの定義
- 3 電子マネーの種類
- 4 破産手続における電子マネーの取扱い
- 5 おわりに

1 はじめに

電子マネーの発行枚数が2012年6月時点で1億8217万枚になったとのことである¹⁾。電子マネーは、コンビニエンスストア、駅売店、飲食店、スーパーマーケットなどでの小口の決済手段として、ここ数年、飛躍的にその利用が増えているように思われる。

ところで、破産手続においては破産債権者への配当原資となり得る財産は原則としてすべて換価処分の対象となるが、これまで電子マネーは破産手続上無視されてきたと言っても過言ではない。破産手続における電子マネーのこのような取扱いを放置してよいのであろうか。電子マネーも金銭的価値を記録したものであると考えられることから、破産手続においても、何らかの形で電子マネーを考慮すべきなのかどうかについて、本稿では検討の対象にしたいと考えている。

一方で、電子マネーとともに、現在多く利用されているものに「ポイント」があるが、ポイントは、電子マネーとはその性質を大きく異にするため、本稿では検討の対象にはしていない。

すなわち、「ポイントの原資は企業が販促費・広告費として捻出したものであり、電子マネーの原資は消費者が決済手段として購入する際に支払う金銭である。さらに、ポイントはあらかじめ企業によって指定された候補から特典を選択して交換する引換券であり、電子マネーは消費者の自由な商品選択にもとづく決済手段である点で決定的に異なる。したがって、同じ企業通貨であっても、法律上・会計上は両者を峻別するべきである」と指摘されているからである²⁾。

このため、本稿においては、破産手続における電子マネーの取扱いについて検討することとし、そのうえで、まず、「電子マネーの定義」について簡単に触れ、その後に、「電子マネーの種類」を紹介し、最後に、「破産手続における電子マネーの取扱い」について考察することとする。

2 電子マネーの定義

電子マネーとは、「利用する前にあらかじめ入金（チャージ）を行うプリペイド方式の電子的小口決済手段を指す」と言われている³⁾。そして、電子マネーは、IC型とサーバ型とに分けられ、IC型⁴⁾は、カードや携帯電話などの媒体に埋め込まれたICチップ上に金銭的価値を記録し、分散管理するものを用い、サーバ型は、カードや携帯電話などの媒体を持たず、典型的には電子マネー運営事業者のコンピュータ・サーバ上において金銭的価値を記録し、中央管理するものをいうとのことである⁵⁾。

もっとも、実際には、プリペイド方式のIC型電子マネーの利用が圧倒的に多いとのことであり⁶⁾、本稿でも、特に断らない限り、IC型電子マネーを中心に取り上げることにする。

また、電子的小口決済手段の決済の仕方に着目して、プリペイド方式（前払い方式）とポストペイ方式（後払い方式）とに分類されるが、ポストペイ方式は、クレジットカード等を利用した立替払いの側面を有するため、本稿では電子マネーに含めないものとする。

3 電子マネーの種類

IC型電子マネーは、専業系（楽天 Edy）、鉄道会社などが発行する交通系（ICOCA, Kitaca, PASMO, SUGOCA, Suica）、小売流通企業が発行する流通系（nanaco, WAON）に分類される⁷⁾。いずれもプリペイド方式であるが、文字どおりこの方式は一定額の金銭をあらかじめ入金（チャージ）しなければ電子マネーを利用できないというものである一方で、入金（チャージ）できる額には限度がある。また、いったん入金（チャージ）した電子マネーの払戻しの可否についても電子マネー運営事業者ごとに取扱いを異にする。そこで、それぞれの電子マネー運営事業者の約款、規則、規約を概観してみることとする。

【専業系】

• 楽天 Edy

楽天 Edy サービス利用約款

(<http://www.rakuten-edy.co.jp/howto/terms/pdf/20120601/rakutenedy.pdf>) (2013年10月11日アクセス)

限度額… 2万5000円

払戻し…原則不可

【交通系】

• ICOCA

ICOCA 電子マネー取扱約款

(http://www.jr-odekake.net/icoca/pdf/covenant_icoca.pdf) (2013年10月11日アクセス)

IC カード乗車券取扱約款

(http://www.jr-odekake.net/icoca/pdf/covenant_iccard.pdf) (2013年10月11日アクセス)

限度額… 2万円

払戻し…可

- Kitaca

北海道旅客鉄道株式会社 Kitaca 電子マネー取扱規則

(<http://www.jrhokkaido.co.jp/kitaca/img/money.pdf>) (2013年10月11日アクセス)

IC カード乗車券取扱規則

(<http://www.jrhokkaido.co.jp/kitaca/img/iccard.pdf>) (2013年10月11日アクセス)

限度額…2万円

払戻し…可

- PASMO

PASMO 電子マネー取扱規則

(http://www.pasmo.co.jp/stipulation/pasmo_emoney.html) (2013年10月11日アクセス)

PASMO 取扱規則

(<http://www.pasmo.co.jp/stipulation/index.html>) (2013年10月11日アクセス)

限度額…2万円

払戻し…可

- SUGOCA

SUGOCA 電子マネー取扱規則

(<http://www.jrkyushu.co.jp/sugoca/rule/rule02.html>) (2013年10月11日アクセス)

IC カード乗車券取扱規則

(http://www.jrkyushu.co.jp/sugoca/rule/2012_rule01.html) (2013年10月11日アクセス)

限度額…2万円

払戻し…可

• Suica

東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則

(<http://www.jreast.co.jp/suica/area/shopping/rule.html#anchor-1>)

(2013年10月11日アクセス)

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則

(<http://www.jreast.co.jp/suica/etc/rule/index.html#anchor-1>) (2013年

10月11日アクセス)

限度額… 2万円

払戻し…可

【流通系】

• nanaco

nanaco カード会員規約

(<http://www.7card.co.jp/company/bs/pdf/bs17.pdf>) (2013年10月11日

アクセス)

限度額… 5万円

払戻し…原則不可

• WAON

WAON 利用規約—上限20,000円のもの—

(<http://www.waon.net/about/stipulation/sheet01.html>) (2013年10月11

日アクセス)

WAON 利用規約—上限50,000円のもの—

(<http://www.waon.net/about/stipulation/sheet02.html>) (2013年10月11

日アクセス)

限度額… 2万円～ 5万円

払戻し…原則不可

このように概観してみると、交通系の電子マネーは限度額を2万円とするものが多いのに対し、專業系と流通系の電子マネーの限度額は2万円～5万円と

されており、交通系の電子マネーと比較すると若干高額になっている。また、交通系の電子マネーは払戻しが可能なのに対し、專業系と流通系の電子マネーは原則として払い戻すことができないという点にも特色がある。これは、資金決済に関する法律（資金決済法）により、前払式支払手段については払戻しが原則として禁止されているが（資金決済法20条2項）、乗車券・入場券などの整理券としての性質を有するものについては資金決済法の規制対象外とされているからである（資金決済法4条1号）。限度額が少額である点については、電子マネー運営事業者は基準日未使用残高の2分の1の額以上の額に相当する額の発行保証金を供託しなければならないとされているからであろう（資金決済法14条1項）。

4 破産手続における電子マネーの取扱い

(1) 破産財団の範囲についての原則と例外

破産法は、「破産者が破産手続開始の時ににおいて有する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、破産財団とする」（破産法34条1項）と規定し、例外的に、① 民事執行法131条3号に規定する額に2分の3を乗じた額の金銭（99万円）及び② 差押禁止財産⁸⁾は、破産財団に属しない（破産法34条3項）と規定している。

また、破産法は、「裁判所は、破産手続開始の決定があった時から当該決定が確定した日以後1月を経過する日までの間、破産者の申立てにより又は職権で、決定で、破産者の生活の状況、破産手続開始の時ににおいて破産者が有していた前項各号に掲げる財産の種類及び額、破産者が収入を得る見込みその他の事情を考慮して、破産財団に属しない財産の範囲を拡張することができる」（破産法34条4項）とも規定し、自由財産（破産財団に属しない財産）の範囲を拡張する制度⁹⁾を設けている。

大阪地裁の実務上の取扱いとしては、現金及び拡張適格財産（① 預貯金・積立金（なお、預貯金のうち普通預金は、現金に準じる。）、② 保険解約返戻金、③ 自動車、④ 敷金・保証金返還請求権、⑤ 退職金債権、⑥ 電話加入権、

⑦ 申立時において、回収済み、確定判決取得済み又は返還額及び時期について合意済みの過払金返還請求権)の合計額が99万円以下の場合には原則として拡張相当とし、現金及び拡張適格財産の合計額が99万円を超える場合には原則として99万円超過部分について拡張不相当とする。ただし、破産者の生活状況や今後の収入見込み、拡張を求める財産の種類、金額その他の個別的な事情に照らして、拡張申立てされた99万円超過部分の財産が破産者の経済的再生に必要な不可欠であるという特段の事情が認められる場合には、例外的に拡張相当とする¹⁰⁾。

東京地裁の実務上の取扱いとしては、個人である破産者が有する次の①から⑩までの財産(① 99万円に満つるまでの現金、② 残高が20万円以下の預貯金、③ 見込額が20万円以下の生命保険解約返戻金、④ 処分見込価額が20万円以下の自動車、⑤ 居住用家屋の敷金債権、⑥ 電話加入権、⑦ 支給見込額の8分の1相当額が20万円以下である退職金債権、⑧ 支給見込額の8分の1相当額が20万円を超える退職金債権の8分の7、⑨ 家財道具、⑩ 差押えを禁止されている動産又は債権)については、原則として、破産手続における換価又は取立て(以下「換価等」という。)をしないが、破産者が上記①から⑩までに規定する財産以外の財産を有する場合には、当該財産については、換価等を行い、例外的に、破産管財人の意見を聴いて相当と認めるときは、換価等をしないものとする¹¹⁾ことができる。

(2) 電子マネーの破産財団帰属性について

ここで問題となるのは、電子マネーが破産財団に帰属するか否かという点であるが、これについては、破産者が破産手続開始時において保有する電子マネーが、「破産者が破産手続開始の時において有する一切の財産」に該当するか否かという点に関連する。

これに該当すると言うためには、①「財産」であること、②破産者に属すること、③破産手続開始時に破産者に属していること、④差押え可能な財産であることのいずれの要件も充足していることが必要である¹²⁾。

問題となるのは、①と④の要件である。

「財産」であること（①）とは、「およそ経済的価値があり、破産債権者への配当原資となり得るものは、すべて破産財団に含まれる」¹³⁾とされている。そうすると、電子マネーも「財産」に該当し、破産財団を構成すると言えそうである。

一方で、電子マネーが差押え可能な財産であると言えるかどうか（④）については、やや検討を要すると思われる。破産者が破産手続開始時に保有している現金のうち、99万円までは差押禁止財産、すなわち本来的自由財産とされている（破産法34条3項1号、民事執行法131条3号）。では、電子マネーはここでいう「現金」と言えるのであろうか。

確かに、商品を購入したり、サービスの提供を受けたりする際に、現金の代わりに電子マネーで支払うことができるという側面からすれば現金と同視できるとも思われるが、電子マネーが利用できるのは電子マネーを発行している電子マネー運営事業者ないしその加盟する店舗においてのみである。そうすると、「マネー」という呼び名ではあるものの、「通用性」の観点から、やはり電子マネーを現金と完全に同視することには、現時点では困難を伴う。

では、電子マネーを預貯金と同視することはできるであろうか。預貯金は、預貯金者が金融機関に対して金銭消費寄託契約に基づき寄託した金銭のことをいうが、電子マネーもいったん金銭を入金（チャージ）することによって「預ける」という意味では預貯金に近いとも言えそうである¹⁴⁾。しかし、普通預金（通常貯金）の場合には預貯金者が自由に引き出すことができる点に特色がある一方で、電子マネーには自由に払い戻すことができないものもあるし（専業系と流通系の電子マネー）¹⁵⁾、電子マネーは預貯金のように利息が付されることもないことから¹⁶⁾、預貯金と電子マネーとは根本的に性質が異なるとも言えそうである。

そもそも、電子マネーは利用されるために入金（チャージ）されると言っても過言ではない。この点で、預貯金とは大きく性質を異にする。預貯金は、やはり「貯める」という側面が大きいように思われるが、電子マネーは、貯める

のではなく、利用されるまでの間一時的にプールしておくという意味合い、すなわち「決済手段」としての側面がやはり強いのではないかと思われる。例えば、我々が店頭において預貯金通帳と金融機関届出印鑑を持参して商品の購入や、サービスの提供を申し出たとしても、これらの申出が受け入れられることはないが¹⁷⁾、電子マネーであれば容易に商品を購入したり、サービスの提供を受けたりすることができるのである。

そうすると、やはり電子マネーは預貯金と同視することはできず、預貯金よりもどちらかと言うと現金に近い性質を有する（現金に準じる）と考えざるを得ないのではなかろうか。現金との相違点は、通用性のほかには、電子マネーは入金（チャージ）された時点で現金ではなくなり、ICチップ上に金銭的価値が記録され、いつかは利用されて消滅することが予定されている点であろうか¹⁸⁾。

したがって、筆者としては、電子マネーは現金に準じるものと考えられることから、本来的自由財産であり、破産財団には属しないと考える。

この点、大阪地裁の実務上の取扱いとしては、普通預金（通常貯金）も現金と同視されていることからすると¹⁹⁾、結果的には、電子マネーを現金に準じるものと考えるか、預貯金と同視するかは大きな問題ではないことになる。また、東京地裁の実務上の取扱いとしても、「99万円に満つるまでの現金」もしくは、「残高が20万円以下の預貯金」については換価等をしないこととされており、電子マネーは少なくともこれらのうちのいずれかに該当すると思われることから、破産財団に帰属しないとの結論は同じである。

(3) 電子マネーと自由財産拡張制度

電子マネーを現金に準じる性質のものであると考えれば、上記のとおり、電子マネーは自由財産拡張制度の対象ではなく、むしろ本来的自由財産であるとの考え方のほうが馴染む。

大阪地裁の実務上の取扱いとしては、破産者が破産手続開始時に保有している現金の額を申告し、拡張適格財産と合わせて99万円以下の財産につき、自由

破産手続における電子マネーの取扱いに関する一考察

財産拡張申立てがなされ、破産管財人の意見を聴取したうえで、破産裁判所が自由財産拡張の裁判をすることとなる。そして、破産管財人が拡張相当であると認めた場合には黙示的に破産裁判所による自由財産拡張決定がなされたものとして扱われる²⁰⁾。

また、大阪地裁の場合には、普通預金（通常貯金）は現金に準じて扱われることから、自由財産拡張申立ては一応なされるものの²¹⁾、当然に本来的自由財産としてその保有が認められる。

では、電子マネーも現金に準じて考えるとした場合に、破産者が破産手続開始時に保有している電子マネーの額を申告しなければならないか。

電子マネーの場合、実際には2万円～5万円を限度額として発行されており少額であることや、原則として払戻しができないこと、既に利用目的・用途の限定された状態（ICチップ上に記録された状態で、かつ電子マネー運営事業者ないしその加盟する店舗でしか利用できない状態）になっていること、大阪地裁では、破産手続開始申立ての際に申立て前直近2か月間分の家計収支表を提出する運用であるから電子マネーを入金（チャージ）した場合には、これに記載しなければならず浪費等の有無についてもチェックできることからすると、電子マネーの額を申告しなくとも破産手続における影響はないと言ってよい。

よって、破産者が破産手続開始時に保有している電子マネーの額については申告する必要はなく、破産手続における電子マネーの取扱いとしては、引き続き無視してよいと考える。

(4) 同時破産手続廃止における電子マネーの取扱い

破産法は、「裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、破産手続開始の決定と同時に、破産手続廃止の決定をしなければならない」（破産法216条1項）と規定している。これは、いわゆる「同廃」と呼ばれる手続であるが、大阪地裁の実務上の取扱いとしては、普通預金（通常貯金）を除く預貯金（定期預金、定額貯金、貯蓄預金等）が20万円以上である場合には、そのすべてが按分弁済の対象となる。もっとも、電子マ

ネーも現金に準じて本来的自由財産であると考えられるとともに、普通預金（通常貯金）も現金と同視されていることから、これらを合計した額が99万円以下の場合には本来的自由財産としてその保有が認められる。一方で、これらの合計額が99万円を超える場合には、その超過部分につき自由財産としての保有は認められないこととなるが、前述のとおり、電子マネーの性質（少額、原則払戻し不可、利用目的・用途の限定、家計収支表に計上）を考えると、電子マネーは合算の対象外としてよいと思われる。すなわち、同廃においても電子マネーは無視してよいと考える。

5 おわりに

ここ数年の電子マネーの普及には目覚ましいものがあるが、破産手続においてこれをどのように取り扱うべきかという点については、これまであまり検討されてこなかったと思われる。

特に、電子マネーが破産財団に帰属するか否かという点については、電子マネーは現金に準じて考えるべきであり、そうすると、電子マネーも本来的自由財産であるから破産財団に帰属しないこととなる。しかし、それだけでなく、電子マネーについてはこれまでどおり、破産手続においては無視してよい（保有している電子マネーの額を申告する必要もない）というのが筆者の考えである。

筆者は弁護士業務において、破産管財人としての立場だけでなく、申立代理人としての立場でも破産手続に関与することが多くある。その際に、常に意識しているのは破産法の目的（支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等により、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ること【破産法1条】）である。特に、免責不許可事由のない、もしくは裁量で免責を許可することが相当であると認められる債務者（破産者）の場合には、経済生活の再生の機会を確保することは非常に重要である。そういう

破産手続における電子マネーの取扱いに関する一考察

意味では、債務者（破産者）に破産手続についての不必要な負担を課すものであってはならない。ただ、債務者（破産者）の手続的負担を軽減することで、債権者その他の利害関係人を害することがあってはならないのは当然のことである。

筆者は、現時点における電子マネーの状況に鑑みれば、電子マネーという少額の決済手段とされているものにつき、同廃だけでなく、一般の破産管財手続の中で、保有している電子マネーの額を債務者（破産者）に確認してもらいそれを破産申立書に記載して破産裁判所に申告することは必要ないと考えている。

先にも述べたとおり、電子マネーは少額であることが前提となっており、また、仮に破産管財人が破産裁判所によって選任されたとしても、商品券等とは異なり原則として払戻しの禁止されている電子マネーには換価可能性はなく、電子マネーは破産債権者への配当原資として期待されてはいないからである。

電子マネーが今後現金と同視し得るほどの通用性を獲得し、その発行限度額が増大することとなれば異なる検討結果になるかもしれないが、現時点においては、電子マネーは破産手続においては無視してよいと考える。

- 1) 日本銀行決済機構局「最近の電子マネーの動向について（2012年）」（2012年11月）2頁。
- 2) 野村総合研究所企業通貨プロジェクトチーム『企業通貨マーケティング』（東洋経済新報社、2008年）6頁以下参照。同様の指摘は、野村総合研究所電子決済プロジェクトチーム『電子決済ビジネス 銀行を超えるサービスが出現する』（日経BP社、2010年）242頁以下でもされている。
- 3) 日本銀行決済機構局「決済システム等に関する調査論文 最近の電子マネーの動向について」（2008年8月）1頁。
- 4) 前掲注3）2頁には、プリペイド方式のIC型電子マネーとして、Edy, Suica, ICOCA, nanaco, WAON, PASMO, プリペイド方式のサーバ型電子マネーとして、ちょコム, WebMoney, BitCash, NETCASHがあると紹介されている。
- 5) 前掲注3）1頁。
- 6) 日本銀行決済機構局「最近の電子マネーの動向について（2010年）」（2010年10月）1頁注1）。
- 7) 前掲注1）1頁以下。
- 8) ただし、民事執行法132条1項（同法192条において準用する場合を含む。）の規定により差押えが許されたもの及び破産手続開始後に差し押さえることができるよ

うになったものは、この限りでない（破産法34条3項2号ただし書き）。

- 9) 自由財産拡張制度の各地の運用状況については、小松陽一郎・野村剛司「自由財産拡張制度の各地の運用状況—自由財産拡張基準全国調査の結果報告と過払金の取扱い—」事業再生と債権管理118号107頁以下参照。
- 10) 大阪地方裁判所・大阪弁護士会破産管財運用検討プロジェクトチーム編『新版破産管財手続の運用と書式』（新日本法規出版，2009年）70頁以下。
- 11) 鹿子木康・島岡大雄編東京地裁破産実務研究会著『破産管財の手引〔増補版〕』（金融財政事情研究会，2012年）132頁以下。
- 12) 竹下守夫編『大コンメンタール破産法』（青林書院，2007年）〔高山崇彦〕136頁以下。
- 13) 前掲注12)『大コンメ』136頁。
- 14) この点、電子マネーを「新型預金」ととらえる見解もある（池尾和人「電子マネーは経済秩序を変えるか」西垣通編『電子貨幣論』（NTT出版，1999年）42頁以下，館龍一郎監日本銀行金融研究所編『電子マネー・電子商取引と金融政策』（東京大学出版会，2002年）28頁以下）。
- 15) もっとも、ICOCAなど交通系の電子マネーについては払戻しができるようにあるが、その都度解約手続をしなければならず、預貯金契約を維持しながら引き出すことのできる預貯金とはやはり異なると言わざるを得ない。
- 16) 電子マネーを利用することによりポイントが貯まるという場合もあるが、このポイントをどのように考えるかという点については別途検討したい。
- 17) この点、商品を購入したり、サービスの提供を受けたりする際に、預貯金口座から引き落とすことで商品購入代金やサービス料金を支払うことのできる「デビットカード」の利用が普及すれば変わり得るが、現時点においてはデビットカードが完全に普及しているとはまでは言えない。
- 18) 例えるならば、同じ財布の中に、いかなる店舗のいかなる商品の購入やサービスの提供をも受けられる「現金」と、ICチップ上に記録され電子マネー運営事業者ないしその加盟する店舗においてのみ利用できる「電子マネー」とが分別されているに過ぎないと考えられる。電子マネーは、これそのもので商品の購入やサービスの提供を受けられる点で、やはり預貯金とは大きく異なる。
- 19) 大阪地方裁判所第6民事部編『破産・個人再生の実務Q & A～はい6民です お答えします～』（大阪弁護士協同組合，2008年）22頁以下。
- 20) 前掲注10)『運用と書式』66頁以下。
- 21) 大阪地裁の管財型の申立書式には、「財産目録」のうちの「預貯金・積立金目録」の右端に自由財産拡張申立ての有無をチェックする欄があり（自由財産拡張申立てをする場合には「自由財産拡張申立」の欄の□を■にするだけで足りる。）、定期預金（定額貯金）だけでなく、普通預金（通常貯金）も、申立時には一応チェックする運用である（前掲注10)『運用と書式』375頁）が、普通預金（通常貯金）を自由財産拡張申立ての不要な本来的自由財産であると考えれば書式を改訂する必要があると思われる。